

月形町地域公共交通活性化協議会路線バスお試し乗車券交付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町内を運行する路線バスで利用できる月形町地域公共交通活性化協議会路線バスお試し乗車券を交付することにより、路線バスを利用する機会を提供し、公共交通に慣れ親しんでもらうとともに、利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において路線バスとは、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 岩見沢月形線
- (2) 月形当別線
- (3) 月形浦臼線

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、町内に住所を有する小学校1年生から中学校3年生の児童及び生徒とする。

(助成)

第4条 月形町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）は、対象者が路線バスを利用した場合は、その乗車料金の全部を助成することができるものとする。

- 2 前項の規定による助成は、月形町地域公共交通活性化協議会路線バスお試し乗車券（様式第1号。以下「乗車券」という。）を交付することにより行うものとする。
- 3 乗車券は、乗車料金を超過して使用することはできないものとする。
- 4 乗車券の有効期限は、交付した日の属する年度の1月末日までとする。
- 5 乗車券の助成は、路線バスの往復をもって1回とし、年度内1回を限度とする。

(申請)

第5条 乗車券の交付を受けようとするときは、月形町地域公共交通活性化協議会お試し乗車券交付（再交付）申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を会長に申請しなければならない。ただし、月形町地域公共交通活性化協議会が指定するWebでの申

請の場合は、Webの申請をもって申請書と同等とみなすものとする。

2 乗車券の申請は、対象者を監護する者が行うものとする。

(交付)

第6条 会長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、月形町地域公共交通活性化協議会路線バスお試し乗車券交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 乗車券は、申請書に記載した利用する路線バスの往復の乗車券を交付する。

3 乗車券は、汚損又は破損によるもの以外は、再交付しないものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 会長は前条の規定により交付決定を受けた者が、当該各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

(1) 助成の交付を受けることについて、不正な行為があったとき。

(2) その他会長が不相当と認めるとき。

(返還)

第8条 会長は前条の規定により交付決定を取り消した場合、すでに交付した助成の全部をその者から返還させることができるものとする。

(請求及び支払)

第9条 路線バスの運行事業者は、使用された乗車券を添えて会長に乗車料金を請求するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和9年1月31日限り、その効力を失う。